

○ 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について(平成12年老企第44号) (抄)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>第三 施設及び設備に関する基準</p> <p>4 経過措置</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院の開設者が、当該病院の療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟の転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る療養室の床面積は、平成24年3月31日までの間は、入所者一人当たり6.4平方メートル以上であればよいこととした。(基準省令附則第13条)</u></p> <p><u>(7) 療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院の開設者が、当該病院の療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟の転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る療養室に隣接する廊下の幅は、内法による測定で、1.2メートル以上(ただし、両側に居室がある廊下の幅は、内法による測定で、1.6メートル以上)であればよいこととした。(基準省令附則第14条)</u></p>	<p>第三 施設及び設備に関する基準</p> <p>4 経過措置</p> <p>(1)～(5) (略)</p>